

平成28年6月17日

お客様各位

タンDEM・ジャパン株式会社
営業部

SOLAS条約改正に伴う輸出コンテナ総重量証明の義務化について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また平素は格別のお引き立てを受け賜り厚く御礼申し上げます。

海上における人命の安全のための国際条約「SOLAS 条約」の改正により、2016年7月1日以降に船積みされるコンテナにつきましては、荷送人に対して船積み前のコンテナ総重量計測並びに申告が義務付けられることとなりました。これに伴い、荷送人は、条約において定められた下記2通りの方法のいずれかによって、計量・証明されたコンテナ総重量を、船積み前に船長または代理人に提供する必要があります。

【方法1】総重量計測方式

貨物が入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法。

【方法2】重量合算方式

適切な計量器で個々の貨物、梱包材料を計測し、それらとラッシング材および空のコンテナ重量を足し合わせるにより確定する方法。

尚、計量に際しては計量法に基づく特定計量器又は、性能が確保された計量器による計量が必要となります。

記

適用国際条約 : 改正 SOLAS 条約 (IMO 国際海事機関)
適用国内制度 : 特殊貨物船舶運送規則 及び 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (国土交通省)
適用開始日 : 2016年7月1日

尚、改正 SOLAS 条約の詳細につきましては、下記、国土交通省の HP をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

本件につきまして、ご不明な点などございましたら弊社営業部までご連絡ください。

タンDEM・ジャパン株式会社 営業部 TEL : 045-228-7184